

補装具費支給制度

◇制度の概要

日常生活を容易にすることを目的とした、補装具の購入・修理にかかる費用の一部を支給します。

◇支給対象者

身体障害者手帳を所持している方が対象となります。難病患者も対象となる場合があります。

ただし、介護保険制度に該当する方は介護保険制度が優先となります。また、各法制度（労災、国保、共済年金法等）の規定に基づき補装具の給付を受けることができる方は、身体障害者手帳を所持していても、そちらの制度が優先となります。

なお、所得に応じて負担上限月額があるほか、本人または配偶者（児童の場合は世帯員全員）のうち市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

◇支給対象となる補装具

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置です。なお、児童（18歳未満）の場合は、それらに加え、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具もの支給対象となります。

◇申請の流れ

①購入・修理前に、市福祉課でこれから購入・修理する補装具についての相談をします。相談の結果、意見書が必要になる場合は意見書用紙を交付します。



②下記の書類を準備し、市福祉課に提出します。

- ・補装具費支給申請書（市福祉課の窓口にあります。）
- ・課税・所得調査同意書（市福祉課の窓口にあります。）
- ・補装具費支給意見書（医師に記入してもらうものです。）
- ・補装具の見積書（補装具業者から受け取ってください。）
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳



③補装具費の支給決定後、申請者に決定通知と助成券を送付します。補装具業者に助成券を提示して購入・修理の契約をしてください。



④補装具が完成したら、自分の身体に合うかよく確認してください。必要があれば調整してもらってください。引き渡しを受けたら、自己負担額を業者に支払ってください。

◇利用者負担

原則として厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の1割が自己負担となります。